

西 監 第 2 0 5 号
令 和 8 年 2 月 2 0 日

西 条 市 長 高 橋 敏 明 殿
西 条 市 議 会 議 長 一 色 輝 雄 殿

西 条 市 監 査 委 員 日 野 徳 久
西 条 市 監 査 委 員 徳 増 竜 伍
西 条 市 監 査 委 員 高 橋 保

令 和 7 年 度 定 期 監 査 等 結 果 報 告 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和7年12月5日から令和8年1月29日まで
- (2) 聴取日 令和8年1月29日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 環境政策課
- ② 衛生課
- ③ 衛生施設課
- ④ 下水道業務課
- ⑤ 下水道工務課
- ⑥ 水道業務課
- ⑦ 水道工務課

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和7年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に適合し、正確に行われているか等について、監査資料、関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に適合し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監査の概要

第1 環境政策課

1 主な事務事業

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| (1) 環境に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 | (6) 地下水その他水資源の利用及び保全に関すること。 |
| (2) 自然環境保全に関すること。 | (7) ダムに関すること。 |
| (3) 環境美化の推進に関すること。 | (8) 環境関係施設の統括管理に関すること。 |
| (4) 公害対策等に関すること。 | (9) 新エネルギー等設備の導入支援に関すること。 |
| (5) 清流保全に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在9人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長 1人	副課長 1人	環境推進係	4人（内1人愛媛県派遣）
		カーボンニュートラル推進係	3人（内1人環境省派遣）

第2 衛生課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 衛生関係の業の許可に関すること。 | (6) 公衆浴場施設の設備改善事業に関すること。 |
| (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 | (7) 浄化槽の設置に関すること。 |
| (3) し尿収集、清掃事業に関すること。 | (8) ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。 |
| (4) そ族及び昆虫の駆除に関すること。 | (9) 一般廃棄物の処理計画の策定に関すること。 |
| (5) 畜犬登録及び野犬対策に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在12人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長 1人	副課長 1人	衛生係	10人（内1人再任用職員、3人任用職員（パート月給）、1人任用職員（パート日給）。）
-------	--------	-----	--

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 西条市資源ごみ等拠点回収委託業務

ア 当該業務は印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。請負業者により印紙税額に相違があるが、適正な額となっているのか。

イ 当該業務は印紙税法別表第一課税物件表の第1号文書に該当する業務である。2号文書と認識していた請負業者については、不足分の貼付を求める。

(2) 西条市ごみ分別アプリ配信システム使用業務

- ア 契約書の200円の収入印紙が貼付されている。印紙税法別表第一課税物件表の第何号文書に該当するのか。
- イ 当該契約書は非課税文書であった。業者にもその旨を伝え、今後適正な処理に努める。
- ウ 関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

第3 衛生施設課

1 主な事務事業

- (1) 衛生関係施設の整備に関する事。 (4) 墓地の管理及び改葬許可に関する事。
- (2) 衛生関係施設の維持管理に関する事。 (5) 道前クリーンセンターの施設整備に関する事。
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、火葬場等の経営許可に関する事。 (6) 公衆便所に関する事。

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	衛生施設係	8人（内3人任用職員（パート時給））
		道前クリーンセンター施設整備係	1人

◎道前クリーンセンター

職員の配置状況（2人）

所長	1人	副所長	1人
----	----	-----	----

3 指摘事項等の概要

(1) 道前クリーンセンター消防設備点検委託業務

- ア 仕様書の消火器具の設置数と、報告書の設置数が異なっている。施設での管理はどのようになっているのか。
- イ 仕様書作成時点では仕様書記載の消火器具数であったが、点検時までには小火が発生しており、その対応のため消火器を使用し、入替えを行っている。大型で持ち運びしにくい器具については、使用后、小型に替えたことから、仕様書と報告書の設置数に乖離があった。
- ウ 管理する消火器の数も多く、小火の発生時の使用も頻発しているようであるが、施設における適正管理に努められたい。

(2) 借入業務関係

- ア 西条市東部一般廃棄物最終処分場バックホウ借入料について、設計書の積算根拠を示されたい。
- イ 単価については、令和7年度当初予算作成時に2者から見積書を徴収し、金額の低い単価を採用した。日数については、過去の使用実績を鑑みて設計した。

第4 下水道業務課

1 主な事務事業

- (1) 下水道の普及促進に関する事。
- (2) 下水道受益者負担金等の賦課及び徴収に関する事。
- (3) 下水道使用料の賦課及び徴収に関する事。
- (4) 指定工事店に関する事。

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在11人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	下水道総務係	3人
				下水道業務係	7人（内1人任用職員（パート月給））

第5 下水道工務課

1 主な事務事業

- (1) 下水道計画の策定及び推進に関する事。
- (2) 公共下水道、都市下水路、一般下水路等の設計、施工、監理等に関する事。
- (3) 下水道台帳の整備に関する事。
- (4) 下水道関係施設の管理に関する事。
- (5) 終末処理場及び雨水ポンプ場の管理に関する事。
- (6) 下水道区域内の水路に関する事。
- (7) 防災事業（水路関係）に関する事（他の所管分を除く）。
- (8) 法定外公共物（水路）の維持管理に関する事（他の所管分を除く）。

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在10人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	2人	下水道建設係	5人（内1人副課長）
				下水道維持係	4人（内1人副課長）

◎ 西条浄化センター

職員の配置状況（3人）

所長	1人	係	2人
----	----	---	----

◎ 東予・丹原浄化センター

職員の配置状況（3人 西条浄化センター兼務）

所長	1人	係	2人
----	----	---	----

第6 水道業務課

1 主な事務事業

- (1) 黒谷水道に関する事。
- (2) 水道事業に係る財産管理に関する事。
- (3) 給水装置の使用開始、休止、廃止等に関する事。
- (4) 給水台帳の管理に関する事。
- (5) 水道料金等の賦課及び徴収に関する事。

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在8人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	水道総務係	3人
		水道料金係	4人（内1人任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要

(1) 物品購入関係

- ア 突発的なメーター交換に備えて、貯蔵品としてのストックがあると思われるが、貯蔵品の保有数ほどの程度を適切と考えるのか。
- イ 水道メーターは、発注から納品までに約1か月を要することから、新設の給水申請に備えて一定数の在庫を確保する必要がある。一方で、計量法に基づく有効期間が定められているため、過剰な在庫は望ましくなく、可能な限り保有数を抑えることが適切であり、毎月末の在庫確認を含めて適切な在庫管理に努めていきたい。
- ウ 在庫の適正管理に努められたい。

第7 水道工務課

1 主な事務事業

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| (1) 黒谷水道に関すること。 | (7) 水道水の水質管理に関すること。 |
| (2) 給水工事に関すること。 | (8) 飲料水対策に関すること。 |
| (3) 水道事業に係る財産管理に関すること。 | (9) 水道事業の計画及び認可に関すること。 |
| (4) 給水台帳の管理に関すること。 | (10) 水道施設整備工事等の計画、設計、施工、監理等に関すること。 |
| (5) 指定給水装置工事事業者に関すること。 | (11) 水道施設の統括管理に関すること。 |
| (6) 水道に係る知事権限の委任事務に関すること。 | (12) 開発行為等に係る指導、監督に関すること。 |

2 職員の配置状況

令和7年11月末現在7人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	副課長	1人	水道工務第1係	4人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				水道工務第2係	2人

3 指摘事項等の概要

(1) 小松地区テレメータ等点検整備委託業務

- ア 契約金額に対し、貼付の印紙税額は適正か。
- イ 400円の印紙が必要であり、200円追加貼布を行った。
- ウ 関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。